

【別添 2】

建 技 第 1 0 7 号
平成 2 3 年 3 月 3 1 日

部内各所属長 殿

土 木 部 長

富山県建設工事標準請負契約約款第 10 条の改正にかかる現場代理人の工事現場における常駐等の運用について（通知）

このことについて、下記のとおり運用することとしたので通知します。
なお、本運用は富山県建設工事標準請負契約約款の改正にあわせて、平成 2 3 年 4 月 1 日以後に見積の依頼、指名の通知又は入札の公告を行う工事から適用します。

記

1 現場代理人の工事現場における常駐について

(1) 現場代理人の工事現場における常駐を要しない期間

次のいずれかに該当し、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認めた場合には、工事現場における常駐を要しない期間として取り扱うこととする。

- ① 契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間
- ② 工事の全部の施工を一時中止している期間
- ③ 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって工場製作のみが行われる期間
- ④ 上記に掲げる期間のほか、工事現場において作業等が行われていない期間

(2) 特記仕様書における明示

現場代理人の工事現場における常駐を要しない期間について、契約上明確にするため、特記仕様書に次のとおり明示することとする。

(3) 現場代理人の工事現場における常駐を要しない期間の確認方法

常駐を要しない期間を確認する必要がある場合は、書面によることとする。

<文例>

第〇条 現場代理人の工事現場における常駐を要しない期間

- 1 次のいずれかに該当し、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認められた場合には、工事現場における常駐を要しない期間として取り扱うものとする。
 - ① 契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間
 - ② 工事の全部の施工を一時中止している期間
 - ③ 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって工場製作のみが行われる期間
 - ④ 上記に掲げる期間のほか、工事現場において作業等が行われていない期間
- 2 前項の期間を確認する必要がある場合は、書面によることとする。

2 現場代理人の工事現場における兼務について

次の工事については、現場代理人を工事現場において兼務させることができるものとする。

(1) 現場代理人を兼務させることができる工事

共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等を調整した工事（近接工事）

(2) 現場代理人兼務工事の申出及び承認

受注者は、現場代理人を兼務配置したいときは、その者が従事している現工事の発注者に対し、現場代理人兼務工事申出書により申出なければならない。

発注者は、申出があった場合、速やかに現場代理人兼務工事回答書により回答するものとする。

なお、承認にあたっては、下の条件を付すものとする。

<条件>

現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障をきたさないこと。

発注者との連絡体制を確保すること。

(事務担当 建設技術企画課技術指導係)